

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人純美禮学園が設置する各学校（滋賀短期大学・滋賀短期大学附属高等学校・滋賀短期大学附属幼稚園、滋賀短期大学附属すみれ保育園）及び法人本部事務局に勤務するすべての職員が、女性の職業生活において、その希望に応じ十分に能力を発揮、活躍できる環境を整備できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2. 取組内容

目標1

数値目標 30%から35%へ

管理職に占める女性労働者の割合を高める。

3. 取組の方策と実施時期

- ・令和4年4月～ 管理職養成への人材育成を実施する。
(中堅職員への研修制度の充実を図る)
- ・令和5年4月～ 中堅職員への話し合いの機会を増やし、
職業生活や活躍できる環境整備を改善する。
- ・令和6年4月～ 管理職登用への中途採用者(女性)募集を検討する。

以上